

## 施策方針と施策

### ■施策方針と施策の枠組み

計画の実現のため、4つの施策方針に基づく施策の取組み内容及び、具体的手段としての事業、制度、手法等の例を一覧でまとめています。

保全確保	施策方針 A	生物多様性に配慮し、まとまりあるみどりを次世代に向け保全していきます。	
施策	取組み	主な事業・制度・手法等	
01 生物多様性の確保に関する取組みの推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 生物多様性の確保に向けた体制づくり</li> <li>2) 生物生息空間の骨幹となるみどりの拠点と軸の形成</li> <li>3) 生物環境の把握とデータバンク化</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の確保に関する検討体制の構築</li> <li>・生き物情報や植生情報のデータバンク化</li> </ul>	
02 拠点や軸となるまとまりある民有樹林の保全	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 法制度を活用したまとまりある民有樹林の保全</li> <li>2) その他の手法によるまとまりある民有樹林の保全</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別緑地保全地区制度</li> <li>・都市計画公園・緑地事業</li> <li>・米軍多摩サービス補助施設跡地の返還要望</li> <li>・信託を利用したみどりの保全</li> </ul>	
03 まちなかの民有樹林の保全	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 緩やかな法制度や条例等の活用による民有樹林の保全</li> <li>2) その他の手法によるまちなかの民有樹林の保全</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道斜面緑化補助制度</li> <li>・保存植物等補助制度</li> <li>・地区計画の活用</li> <li>・市民緑地制度</li> </ul>	
04 生産緑地地区の保全と活用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 「みどりの拠点」内の生産緑地地区の保全活用方策の検討</li> <li>2) その他の生産緑地の保全活用方策の検討</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農の風景育成地区の指定（東京都）</li> <li>・農業者への営農支援や地産地消の推進</li> <li>・様々な農の担い手の育成</li> <li>・体験農園やイベントの実施</li> </ul>	
05 水環境の維持・保全	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 湧水や農地等の水路の保全</li> <li>2) 公園緑地の池やせせらぎの維持改善</li> <li>3) 乞田川や大栗川、多摩川等の河川環境の把握と維持改善</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源周辺環境の維持保全</li> <li>・水質や湧水量のモニタリング</li> <li>・外来生物への対応</li> <li>・市民団体等と連携した生物調査や清掃活動</li> </ul>	
06 周辺自治体との広域連携の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 周辺自治体や東京都と連携した水とみどりの保全・再生・活用</li> <li>2) 市域を越え市民がみどりを楽しめる環境づくり</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議（13自治体連携）</li> <li>・緑確保の総合的方針との連携</li> <li>・周辺自治体と連携したみどりの保全や散策ルートづくり</li> </ul>	

## 育成管理

### 施策方針 B

暮らしと調和したみどりを、適切に守り育てていきます。

施策	取組み	主な事業・制度・手法等
07 安全安心な暮らしと調和したみどりの構築	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 公園緑地の周辺環境における防犯や交通安全面に配慮したみどりの点検と管理方策の構築</li> <li>2) 防災に配慮した公園緑地ネットワークの再構築</li> <li>3) 景観に配慮したみどりのあり方と保全手法の構築</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全や防犯等と調和したみどりの育成管理モデルづくり</li> <li>・地域防災計画に基づく公園緑地ネットワークの点検</li> <li>・みどりの景観ポイントのデータバンク化</li> </ul>
08 みどりの適正な育成管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 「街路樹よくなるプラン」(街路編)に基づく街路樹の管理の推進</li> <li>2) 「みどりの管理シート」に基づく公園緑地の育成管理の推進</li> <li>3) 民有樹林の育成管理</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「街路樹よくなるプラン」に基づく街路樹の育成管理</li> <li>・「みどりの管理シート」の作成による育成管理の適正化</li> </ul>
09 パートナーシップによる公園緑地等の育成管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 既存支援制度の活用による持続的な育成管理</li> <li>2) グリーンボランティア制度による樹林等の持続的な育成管理</li> <li>3) 市民イベント等を活用した公園緑地等の育成管理の推進</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園愛護会制度</li> <li>・公園及び道路アダプト制度</li> <li>・グリーンボランティア制度</li> <li>・イベント等を活用したみどりの育成管理への意識啓発</li> </ul>

## 創出再生

### 施策方針 C

身近なみどりを創出するとともに、公園緑地の再生を行います。

施策	取組み	主な事業・制度・手法等
10 身近な緑化の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 「多摩市街づくり指導基準」の強化や緑化等への意識高揚の推進</li> <li>2) 公共施設の緑化推進</li> <li>3) 市民の身近な緑化活動への支援</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「多摩市街づくり指導基準(要綱)」による緑化推進</li> <li>・みどりのカーテン運動や新たな緑化支援の検討</li> <li>・公共公益施設の緑化</li> </ul>
11 公園緑地のリニューアル	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 公園緑地の総点検に基づく計画的な施設更新</li> <li>2) 借地公園の適切な見直しの推進</li> <li>3) 市民参加型のリニューアルの推進</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園緑地施設のリニューアル</li> <li>・借地公園の見直し</li> <li>・市民参加型の身近な公園リニューアル</li> </ul>
12 みどりのリサイクルの推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 剪定枝等の土壌改良材としての活用の推進</li> <li>2) みどりのリサイクルのあり方の検討</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・剪定枝のリサイクル</li> <li>・新たな活用の推進</li> </ul>

## 普及啓発

### 施策方針 D

市民とみどりをつなぐ取組みを充実していきます。

施策	取組み	主な事業・制度・手法等
13 みどりに関する活動、環境教育・環境学習の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) みどりを楽しむ体験型活動の充実</li> <li>2) 地域と連携した環境教育・環境学習の推進</li> <li>3) 人材の育成と体制づくり</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験型イベントや体験活動の実施、支援</li> <li>・グリーンキャンパスプログラムの推進</li> <li>・小・中学校と地域が連携した環境教育の推進</li> <li>・みどりの人材育成</li> <li>・活動拠点の提供等支援体制づくり</li> </ul>
14 みどりに関する情報発信の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) みどりに関する活動等の普及啓発の推進</li> <li>2) みどりの取組みの適切な情報提供やPR</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりの活動の普及啓発</li> <li>・みどりの取組みの適切な情報提供</li> </ul>

## 施策方針 A

生物多様性に配慮し、まとまりあるみどりを次世代に向け保全していきます。



生物多様性の観点からも重要なまとまりある樹林



保全・再生され、育まれてきたまちなかの樹林



貴重な生物生息空間を提供する農地と周辺樹林



大栗川と東寺方橋緑地

### ■現状と課題

多摩市のみどりは、尾根幹線沿いの丘陵樹林、多摩川や大栗川、乞田川に沿った既存樹林、田野市境の既存樹林、都立桜ヶ丘公園周辺及び桜ヶ丘カントリークラブ周辺の既存樹林などの多摩丘陵の里山の面影を残すみどりと、多摩ニュータウン事業により保全創出された多くの公園緑地等といった、大きく2つの特徴を持つみどりで構成されています。

多摩市のみどり率（p16 参照）は、53.9%と市全域の半分以上を占め、市民のみどりに関する評価は、生活環境の総合評価の中で最も高く評価されています。

また、みどりには希少な動植物も生息生育しており、様々な動植物の生物生息環境を提供しています。これら生物多様性の確保には、生物の生息空間となっている豊かな樹林や田畑、水路・河川等のみどりを保全し、それらをつないでいくことが重要です。しかしながら、こうした昔ながらの多摩丘陵の里山の面影を残す既存樹林のうち、民有樹林の持続的な保全が課題となっています。

### ■今後の取組み

生物多様性の確保に配慮し、市民が身近な生物とふれあえる、市域を越えたみどりのつながりを意識した、まとまりのある既存樹林を保全・確保するとともに、生物多様性の確保に向けた体制づくりを推進します。

その他、沿道の斜面緑地やまちなかの民有樹林、生産緑地地区、湧水や水路などの水環境の保全・活用を推進していきます。

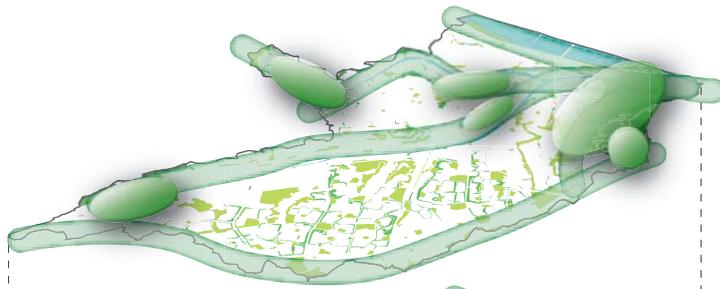
### 【施策の体系】

- (1) 生物多様性の確保に関する取組みの推進
- (2) 拠点や軸となるまとまりある民有樹林の保全
- (3) まちなかの民有樹林の保全
- (4) 生産緑地地区の保全と活用
- (5) 水環境の維持・保全
- (6) 周辺自治体との広域連携の推進

## みどりの保全及び確保の考え方

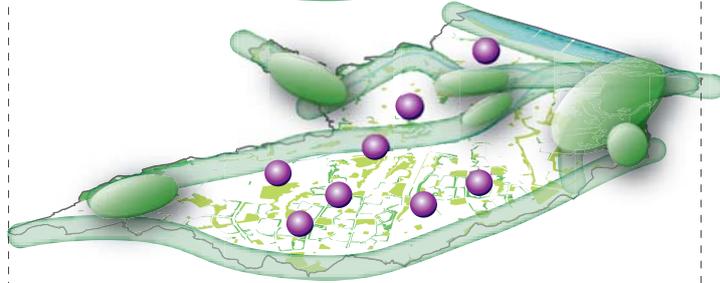
生物多様性に配慮した、まとまりあるみどりの保全に向けて

まずは、生物多様性の確保に向け、みどりの保全を推進します。



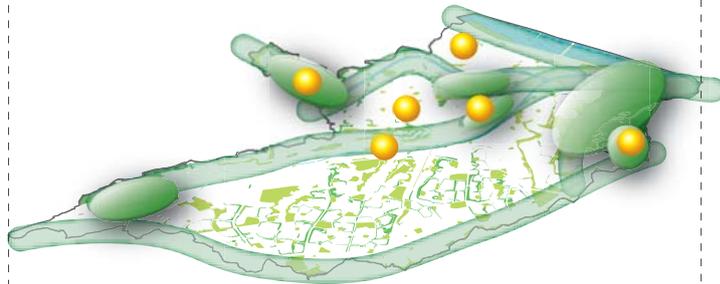
多様な生物生息空間の骨格となる  
みどりの拠点と軸を形成するた  
め、まとまりある民有樹林の保全  
を進めます。

-  みどりの拠点イメージ
-  みどりの軸イメージ



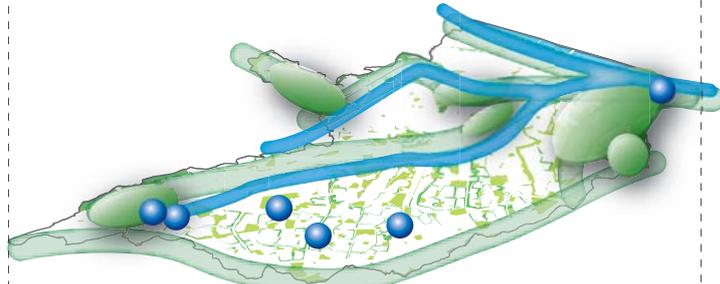
身近な生物生息空間であるまちな  
かに点在する民有樹林の保全を進  
めます。

-  まちなかの民有樹林イメージ



貴重な生物生息空間の一つである  
生産緑地地区の保全を進めます。

-  生産緑地地区イメージ



多様な生物生息に欠かせない水辺  
環境を維持・保全していきます。

-  河川
-  湧水地、池イメージ



市域を越えた広域的なみど  
りのネットワーク形成

-  他都市のまとまりあ  
るみどり
-  他都市のみどりとの  
つながりイメージ

A  
保全確保

B  
育成管理

C  
創出再生

D  
普及啓発

近年、多様な取組みが求められている生物多様性の確保に対し、多摩市においても具体的な取組みを推進するための体制を整えていきます。

### 1) 生物多様性の確保に向けた体制づくり【新規】

生物多様性の確保については、多摩市においてもその取組みを推進するため、取り組むべき事項の整理や具体化に向け、庁内で連携して体制づくりを進めます。

また、生物多様性への確保に関する取組みにあたっては、既の実施されている施策との連携及び調整を行い、効率的かつ効果的な施策の実施を進めていきます。

#### ■取組みの項目イメージ

##### ①生物多様性の現状把握、分析

- ・世界や日本の生物多様性に関する動向を把握・分析する。
- ・多摩市の生物環境の現状を把握・分析する。
- ・世の中の動向から見た施策の方向性や視点を抽出する。
- ・多摩市の生物多様性の形成に向けた課題を抽出する。

##### ②生物多様性に配慮した取組みの推進

- ・施策策定に向けた取組みの考え方を提案・計画する。
- ・具体的な施策内容を提案・計画する。
- ・多摩市における生物多様性の施策を実施する。

##### ③生物多様性への意識向上と普及啓発

- ・市民への理解と普及啓発を推進する。

これらの取組みを推進する体制を構築し、市民とともに取り組んでいきます。

### 2) 生物生息空間の骨幹となるみどりの拠点と軸の形成【新規】

多摩市のみどり空間の骨格をなし、貴重な生物生息空間の拠点を提供するまとまりある「みどりの拠点」と、それらをつなぐ骨太な「みどりの軸」について、積極的なみどりの保全・再生・創出を図っていきます。

#### ■主な取組み（考えられる事業や制度、手法等）

##### ①施策 02 を中心としたみどりの拠点と軸の形成

- ・既に確保された公共緑地とともに、「施策 02」の公有樹林の保全を中心に、その他関連する方策を効果的に組み合わせ、生物生息空間の骨幹となるみどりの拠点と軸の形成を推進していきます。

### 3) 生物環境の把握とデータバンク化【新規】

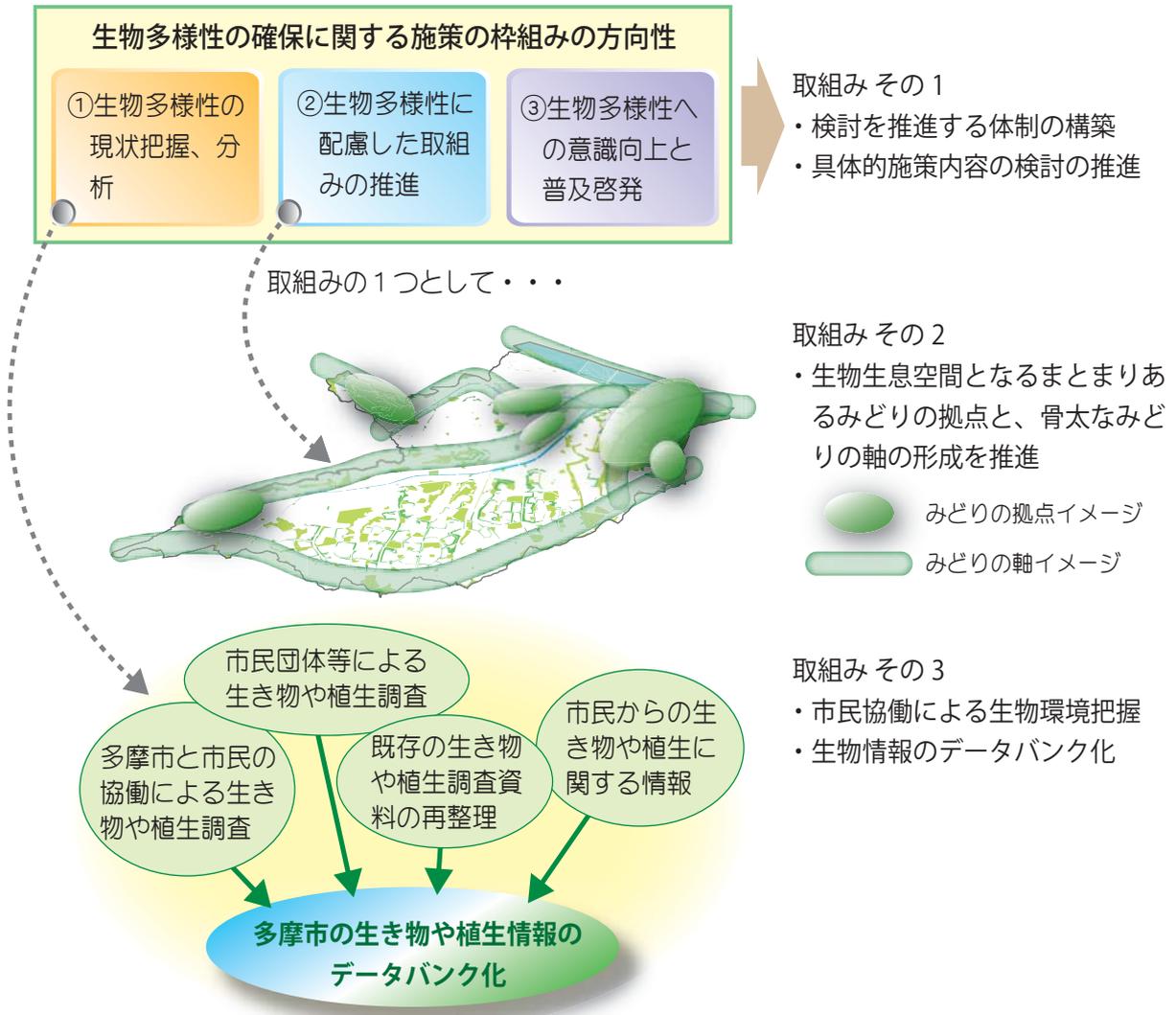
生物多様性への配慮に関する取組みの推進に向けて、市民参加による生き物や植生の情報をデータバンク化していきます。その中で、地域の生物多様性の確保に障害となる外来生物についての対策も進めていきます。また、データバンク化された情報に基づき、今後の生物多様性の確保等に寄与する生物多様性指標等の検討をしていきます。

#### ■主な取組み（事業や制度、手法等）

##### ①生き物情報や植生情報のデータバンク化

- ・既存調査資料の再整理と確認
- ・市民からの情報や市民団体等の調査結果、市独自調査等データの集約化

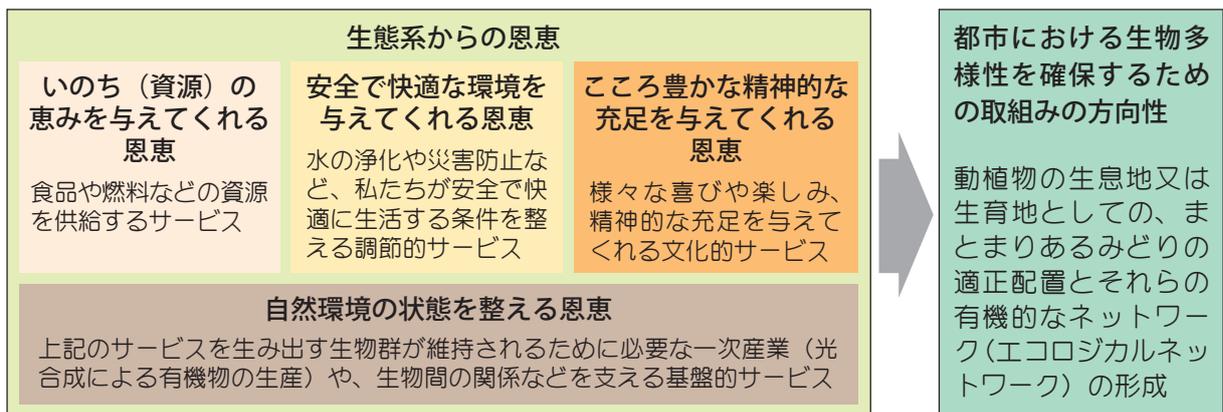
## ●生物多様性の確保に関する取組みを進めていくために



### ※生物多様性について

地球上には、現在 3,000 万種ともいわれる様々な種類の生物がつながりをもって生きており、それが生物多様性の姿といえます。

これら多様な生物は、お互いにつながりながら、支え合いながら生きており、人間も例外ではありません。私たちの将来の世代が豊かに暮らすためにも、長い進化の歴史において引き継がれてきた多様でつりあいのとれた命のつながりが維持されることが重要です。



## 拠点や軸となるまとまりある民有樹林の保全

生物多様性に配慮した広域的なみどりのネットワーク形成に向け、多摩市のみどりの拠点や軸と位置づけたみどりのうち、特に民有樹林について法制度の活用などによる持続的な確保を推進していきます。

### 1) 法制度を活用したまとまりある民有樹林の保全【改善】

多摩市で位置づけている「みどりの拠点」や「みどりの軸」を構成するみどりのうち、特に保全が望まれるまとまりある民有樹林に対し、都市緑地保全法に基づく「特別緑地保全地区」の指定や、「都市公園」としての公有地化等の様々な保全方策を効果的に実施していきます。

#### ■主な取組み（事業や制度、手法等）

##### ①特別緑地保全地区（都市緑地法・都市計画法）

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。（管理に関する事項は、p66 参照）

##### ○指定主体：市町村

（都市計画法における地域地区として都市計画決定）

##### ○行為制限：以下のような行為において許可が必要になります。

- ・ 建築物その他工作物の新築、改築又は増築
- ・ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採、水面の埋立て又は干拓 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 など

##### ○メリット：土地所有者にとって以下のようなメリットがあります。

- ・ 税制の優遇、土地の買入れの申し出、管理協定制度の併用による管理負担の軽減 など

##### ②都市計画公園・緑地事業（都市計画法・都市緑地法）

土地の買い取りによるみどりの保全方策です。土地購入による保全手法であるため、購入コストがかかることから、必要に応じて効果的な実施を行っていきます。

### 2) その他の手法によるまとまりある民有樹林の保全【改善】

法規制や公有地化による施策以外にも、新たな緑地保全手法の活用を検討していきます。

#### ■主な取組み（事業や制度、手法等）

##### ①米軍多摩サービス補助施設跡地の返還要望

- ・ 国や東京都と連携し、返還及び広域公園化（都立桜ヶ丘公園の拡大）の要望を継続していきます。

##### ②新たな緑地保全手法の検討

- ・ みどりの保全に向けた新たな財源の確保としての、公益信託\*や社会貢献寄付信託などの活用や、民間活力の活用による保全、環境軸推進地区への申請など新たな緑地保全手法の検討を進めていきます。

#### ※公益信託

個人や事業者（委託者）が自らの財産を信託銀行等（受託者）に信託し、定められた公益目的に従い、信託銀行がその財産を管理、運用しながら、助成活動を行う制度です。

## ●みどりの拠点や軸を構成する民有樹林の保全に向けて

### ■現状の民有樹林の保全

#### ①特別緑地保全地区の指定（多摩市）

地区名：和田緑地保全の森特別緑地保全地区

位置：多摩市和田

面積：約 2.9ha

地区名：霞ヶ関特別緑地保全地区（東京都）

位置：多摩市桜ヶ丘

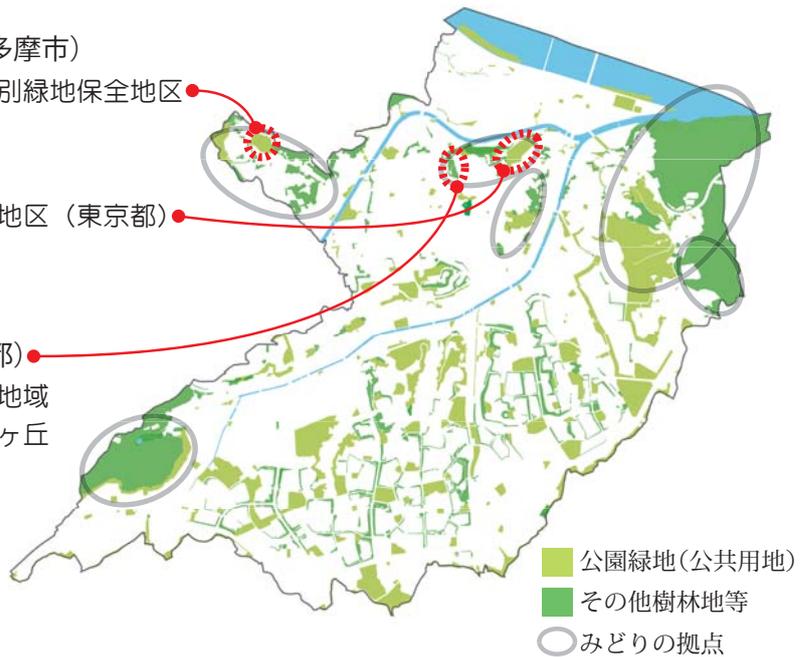
面積：約 3.3ha

#### ②緑地保全地域の指定（東京都）

地区名：多摩東寺方緑地保全地域

位置：多摩市東寺方及び桜ヶ丘

面積：1.5ha



法制度等により土地利用規制等がされていない民有樹林の保全に向けて

法制度等の活用により拠点や軸となる民有樹林を保全していきます。

### ■今後の保全方針

#### ①法制度の活用による保全



#### 行為規制による保全

##### 特別緑地保全地区制度の活用

- ・10ha未滿の良好な樹林地等を対象に、行為規制による保全をする。
- ・土地所有者には、税制優遇や管理負担の軽減等のメリットがある。

#### 公有地化による保全

##### 都市公園として保全

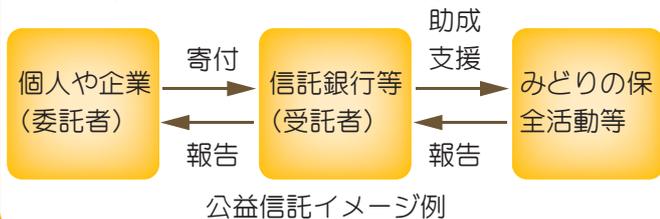
- ・既存大規模公園周辺地区等で必要な箇所は、コスト等を十分勘案し、都市公園として位置づけ、公有地化を検討する。

#### ②その他の方策による保全（新たな緑地保全手法の検討等）

##### 米軍多摩サービス補助施設の返還要望



##### 信託を活用したみどりの保全の検討



公益信託イメージ例